

令和 8 年 5 月 18 日

兵庫県知事 様

阪急電鉄株式会社
代表取締役 嶋田 泰夫
大阪府池田市栄町 1 番 1 号

軽微な変更の申出

下記の店舗に係る変更の内容は、大規模小売店舗立地法施行規則第 8 条に規定する軽微な変更
に該当するものとして申し出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称：阪急宝塚商業ゾーン商業棟

所在地：兵庫県宝塚市栄町一丁目 150 番 1 外 56 筆

2 変更事項

駐輪場の位置

(変更前)

位 置	参考 (収容台数)
未定棟東側 (付図 2-1 駐輪場①)	304 台
未定棟南側 (付図 2-1 駐輪場②)	
Joshin 棟西側 (付図 2-1 駐輪場③)	
Joshin 棟北東側 (付図 2-1 駐輪場④)	

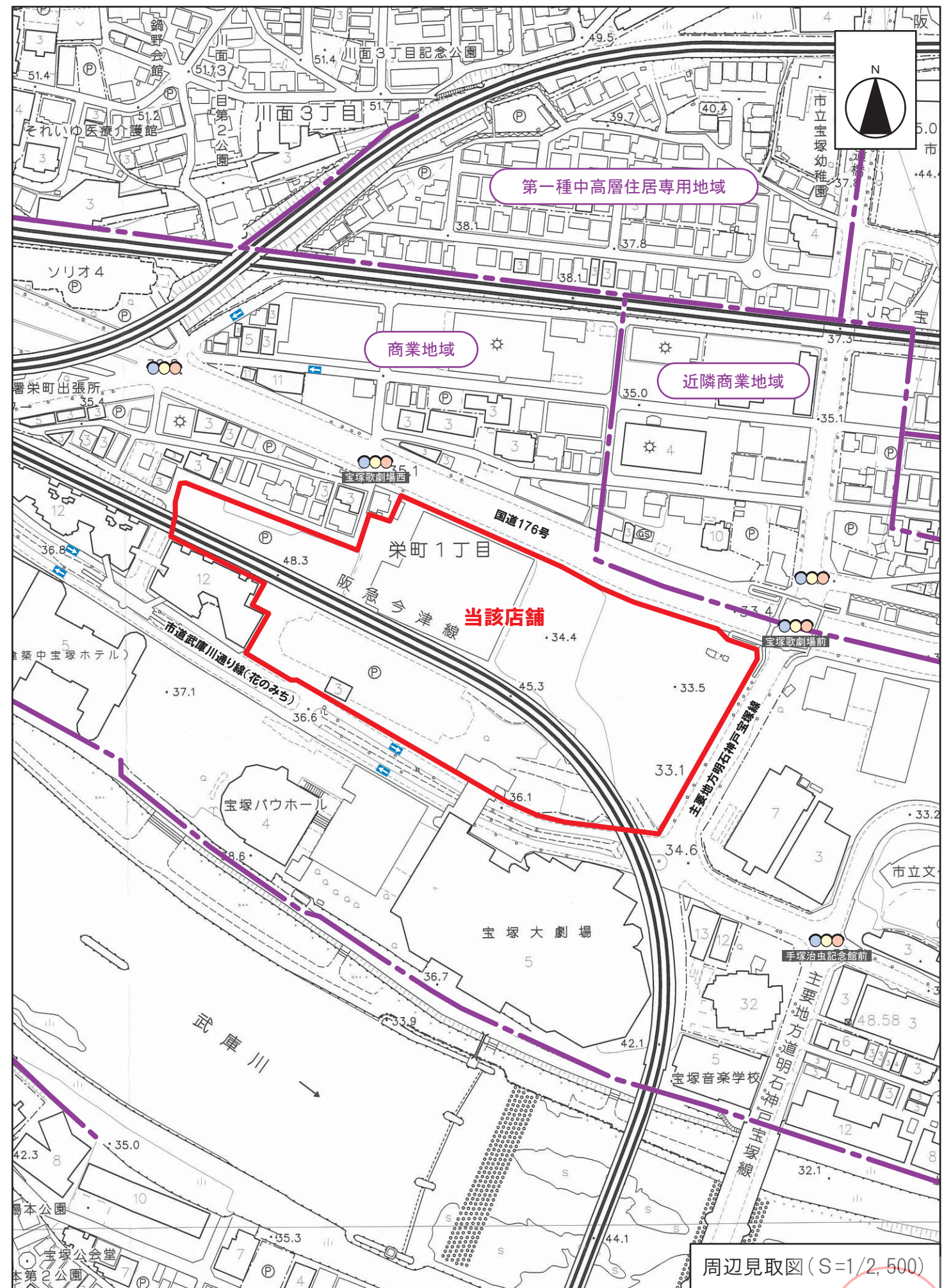
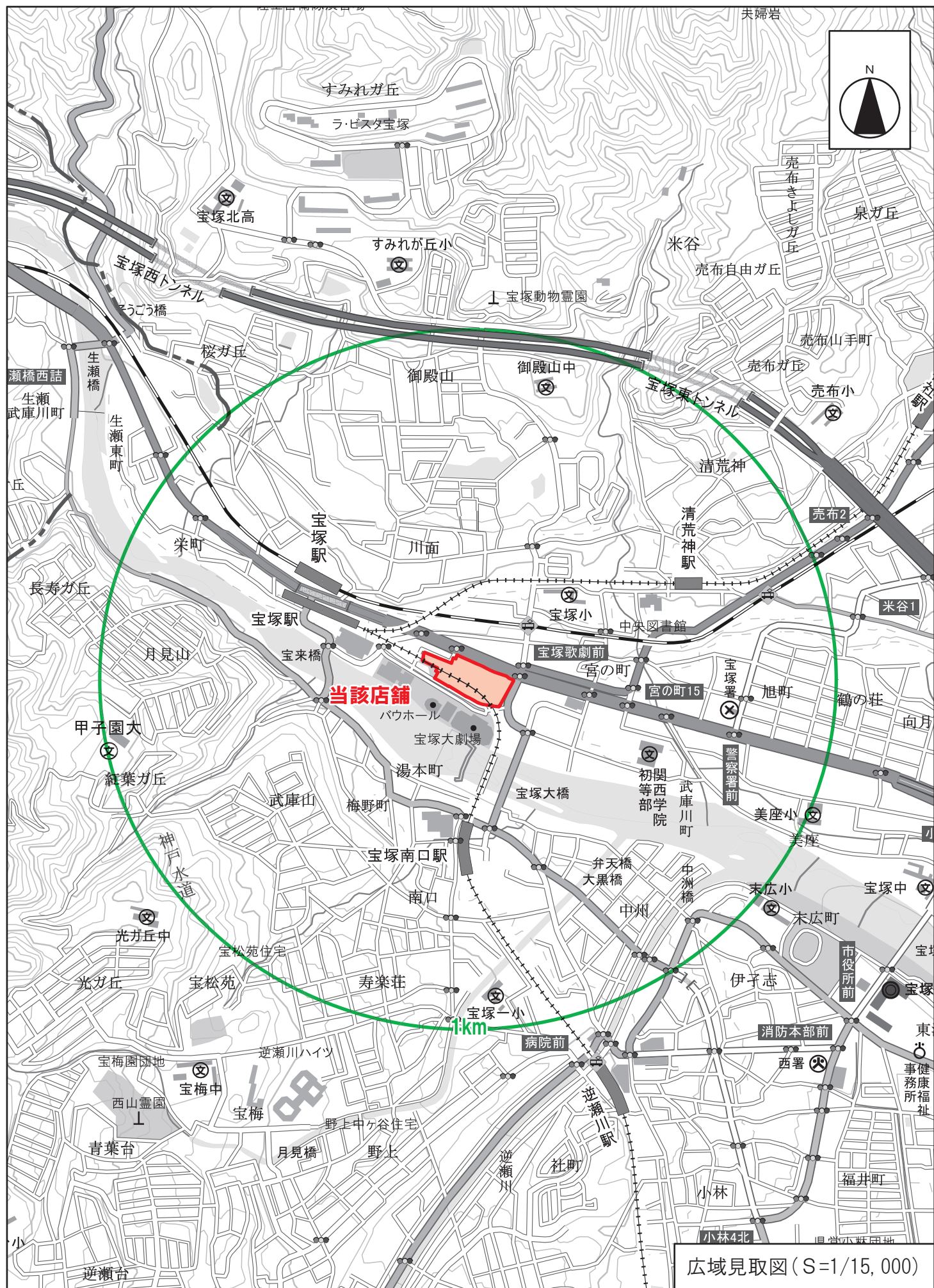
(変更後)

位 置	参考 (収容台数)
未定棟南側 (付図 2-2 駐輪場②)	304 台
Joshin 棟西側 (付図 2-2 駐輪場③)	
Joshin 棟北東側 (付図 2-2 駐輪場④)	

3 申出を行う理由

当該店舗の駐輪場は敷地内に 4ヶ所あり、本変更はその内の 1ヶ所を撤去するものです。台数については、残りの既設 3ヶ所のうちの 1ヶ所を増設するため変更はありません。なお駐輪場への動線も現状確保されており、特に変更はありません。

以上により、本変更による大規模小売店舗の周辺的生活環境に与える影響がほとんどないため、大規模小売店舗立地法第 6 条第 4 項ただし書きの規定による軽微な変更
に該当するものとして申し出ます。

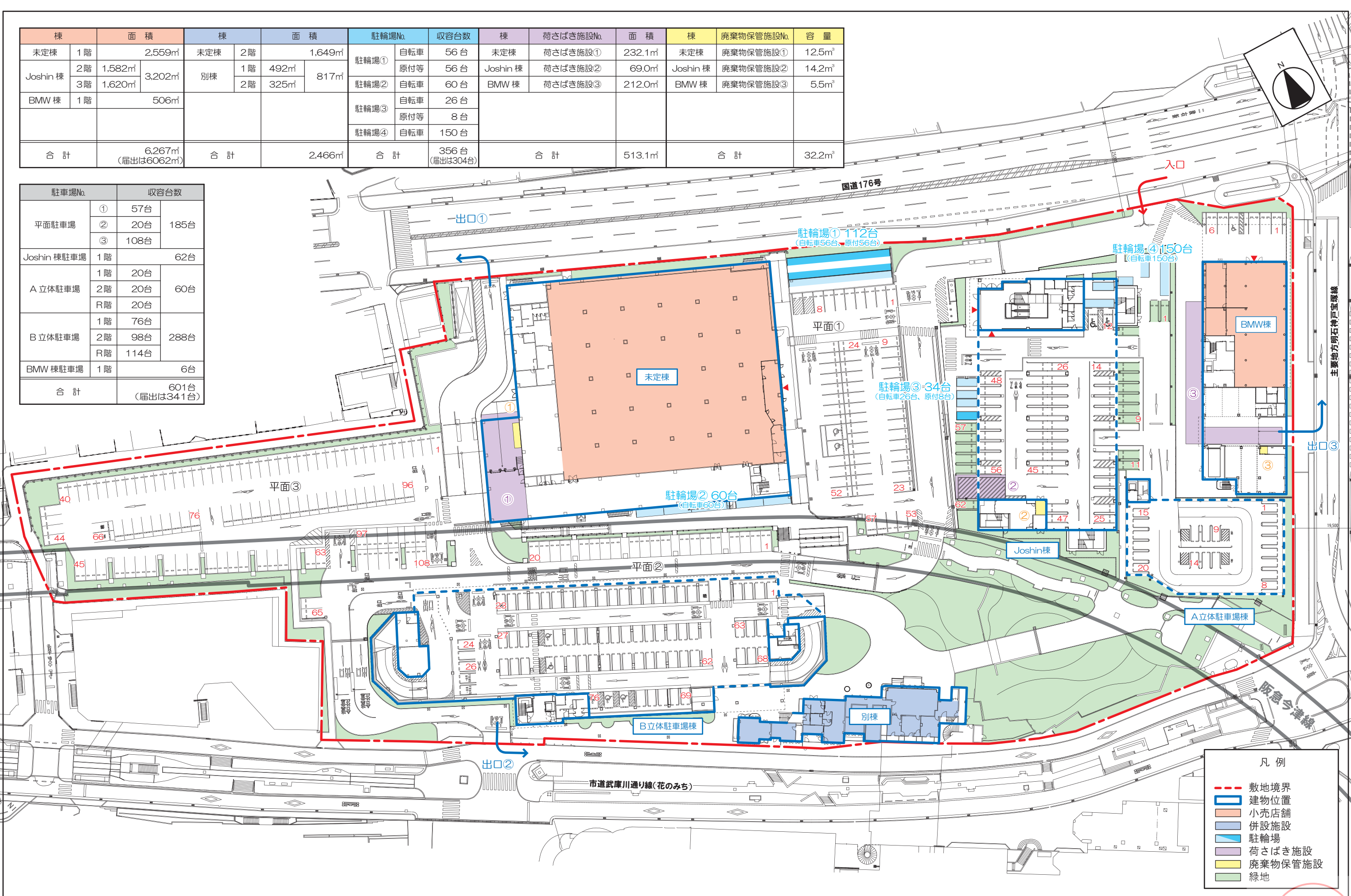


付図1 広域見取図・周辺見取図



棟	面積	棟	面積	駐輪場No.	収容台数	棟	荷さばき施設No.	面積	棟	廃棄物保管施設No.	容量
未定棟	1階 2,559㎡	未定棟	2階 1,649㎡	駐輪場①	自転車 56台	未定棟	荷さばき施設①	232.1㎡	未定棟	廃棄物保管施設①	12.5㎡
Joshin棟	2階 1,582㎡	別棟	1階 492㎡		原付等 56台	Joshin棟	荷さばき施設②	69.0㎡	Joshin棟	廃棄物保管施設②	14.2㎡
	3階 1,620㎡		2階 325㎡		817㎡	駐輪場②	自転車 60台	BMW棟	荷さばき施設③	212.0㎡	BMW棟
BMW棟	1階 506㎡				駐輪場③	自転車 26台					
				駐輪場④	原付等 8台						
					自転車 150台						
合計	6,267㎡ (届出は6062㎡)	合計	2,466㎡	合計	356台 (届出は304台)	合計	513.1㎡	合計	32.2㎡		

駐輪場No.	収容台数	
平面駐車場	① 57台	185台
	② 20台	
	③ 108台	
Joshin棟駐車場	1階 62台	
A立体駐車場	1階 20台	60台
	2階 20台	
	R階 20台	
B立体駐車場	1階 76台	288台
	2階 98台	
	R階 114台	
BMW棟駐車場	1階 6台	
合計	601台 (届出は341台)	

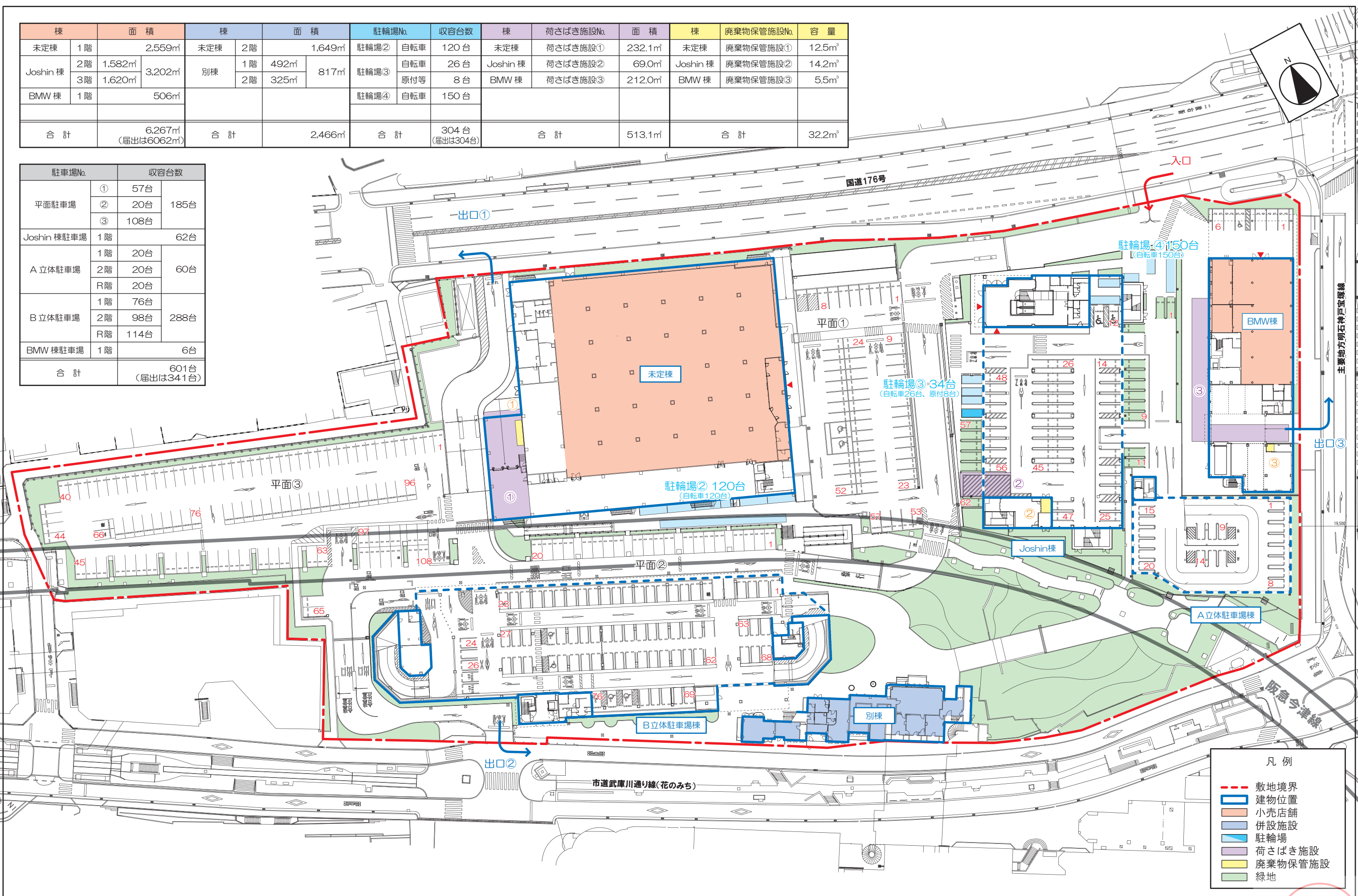


付図2-1 【変更前】1階平面図 (S 1/800) 8

兵庫県都市計画課
受付

棟	面積	棟	面積	駐輪場No.	収容台数	棟	荷さばき施設No.	面積	棟	廃棄物保管施設No.	容量
未定棟	1階 2,559㎡	未定棟	2階 1,649㎡	駐輪場②	自転車 120台	未定棟	荷さばき施設①	232.1㎡	未定棟	廃棄物保管施設①	12.5㎡
Joshin棟	2階 1,582㎡	別棟	1階 492㎡	駐輪場③	自転車 26台	Joshin棟	荷さばき施設②	69.0㎡	Joshin棟	廃棄物保管施設②	14.2㎡
	3階 1,620㎡		2階 325㎡		8台		BMW棟	荷さばき施設③		212.0㎡	BMW棟
BMW棟	1階 506㎡			駐輪場④	自転車 150台						
合計	6,267㎡ (届出は6062㎡)	合計	2,466㎡	合計	304台 (届出は304台)	合計		513.1㎡	合計		32.2㎡

駐輪場No.	収容台数	
平面駐輪場	① 57台	185台
	② 20台	
	③ 108台	
Joshin棟駐輪場	1階 62台	
A立体駐輪場	1階 20台	60台
	2階 20台	
	R階 20台	
B立体駐輪場	1階 76台	288台
	2階 98台	
	R階 114台	
BMW棟駐輪場	1階 6台	
合計	601台 (届出は341台)	



- 凡例
- 敷地境界
 - 建物位置
 - 小売店舗
 - 併設施設
 - 駐輪場
 - 荷さばき施設
 - 廃棄物保管施設
 - 緑地

付図2-2【変更後】1階平面図 (S 1/800) 8

兵庫県都市計画課
受付

都計第 1403 号

令和 8 年 5 月 26 日

阪急電鉄株式会社

代表取締役 嶋 田 泰 夫 様

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

大規模小売店舗の変更届出に係る軽微な変更について（通知）

令和 8 年 5 月 18 日付けで申出のあったことについて、下記の店舗に係る変更届出の内容は、大規模小売店舗立地法第 6 条第 4 項ただし書に規定する軽微な変更
に該当すると認められますので通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称：阪急宝塚商業ゾーン商業棟

所在地：宝塚市栄町一丁目150番 1 外56筆

2 申出を認める理由

周辺生活環境に与える影響が変化しないと認められるため

○連絡先

兵庫県まちづくり部都市計画課

土地利用班立地調整担当 松尾

TEL:080-4204-4836

MAIL:Kenta_Matsuo@pref.hyogo.lg.jp